

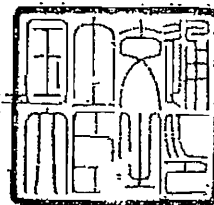


認 定 書

国 住 指 第 1316 号
平成 14 年 2 月 4 日

大建工業株式会社
取締役社長 六車襄二 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-9671
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
火山性ガラス質複層板
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(別添)

防火材料 第1章 不燃材料 不燃(個)第11853号-ダイライトF

890-8331

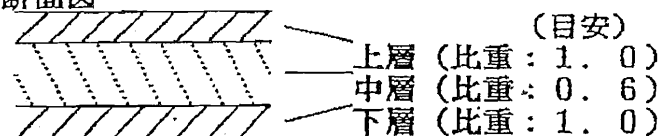
認定番号	不燃(個)第11853号	認定年月日：平成8年7月29日
品目名	火山性ガラス質複層板	申請者名：大 建 工 業 (株) 富山県東礪波郡井波町井波 1-1 TEL(0763)82-1280
商品名	ダイライト	工場名：岡山工場 岡山県岡山市海岸通り2-5-8 TEL(086)262-1136

- 主たる用途 建築物の壁又は天井
- 試験機関名 (財)日本建築総合試験所 受託番号 ⅢC-95-342 ⅢC-95-343
- 製品の形状、寸法等
 - 形状 : 平板
 - 表面の形状 : 平滑
 - 厚さ (mm)、重量 (kg/m²)、誤差 (mm)

全体厚さ	5.0	6.0	9.0	12.0	15.0	18.0	21.0	25.0	30.0
厚さ誤差±	0.5								
重 量	3.5	4.2	6.3	8.4	10.5	12.6	14.7	17.5	21.0
重量誤差±	0.5								

- 大きさ (mm) : 幅 標準 910 455 (最小)、1210 (最大)
長さ 標準1820 910 (最小)、3030 (最大)
- 比重 : 0.70±0.07
- 含水率 (%) : 5 以下 (出荷時)
- 曲げ強度 : 80kgf/cm² 以上
- 防火処理の概要 な し
- 構成 (組成)、断面図
 - 基材 : 火山性ガラス質複層板

断面図



890-8331

2) 組成 : 三層一体成形 (重量%)

表裏層成分	ロックウール粒状綿	54
	水酸化アルミニウム粉末	40
	有機系結合剤(澱粉、フェノール樹脂)	6
	ワックス系サイズ剤	0.1 (外割)
芯層成分	軽量骨材(火山性ガラス質発泡体)	94
	有機系結合剤(澱粉、フェノール樹脂)	6
	ワックス系サイズ剤	0.1 (外割)

3) 厚さ (mm)

全体厚さ	5.0	6.0	9.0	12.0	15.0	18.0	21.0	25.0	30.0
許容差±	0.5								
表層厚さ	0.8	0.9	1.2	1.8	2.5	3.2	3.3	3.5	3.8
許容差±	0.5								
中層厚さ	3.4	4.2	6.6	8.4	10.0	11.6	14.4	18.0	22.4
許容差±	0.5								
裏層厚さ	0.8	0.9	1.2	1.8	2.5	3.2	3.3	3.5	3.8
許容差±	0.5								

耐火四一六号

6. 施工仕様

1) 下地

① 天井: 野縁受けは455mm間隔に組み、これと直行させて板野縁を455mm間隔に組み。

② 壁: 間柱は455mm間隔とし、これと直行させて同縁を300~455mm間隔に組み。

2) 加工: 切断はボードカッター、丸鋸を用いて行う。

3) 取り付け

① 釘打ち又はビス工法

亜鉛メッキ大平頭釘、ステーブル、カラー釘又はタッピングねじで取り付ける。釘打ちピッチは150mm以下。

② 接着工法(壁のみ)

酢酸ビニール系樹脂又は無機系接着剤を下地上に150mm間隔に点状塗布し接着剤硬化まで仮押さえにより圧着する。

③ 釘打ち接着剤併用工法

①と②を併用する。但し、仮押さえは不要。

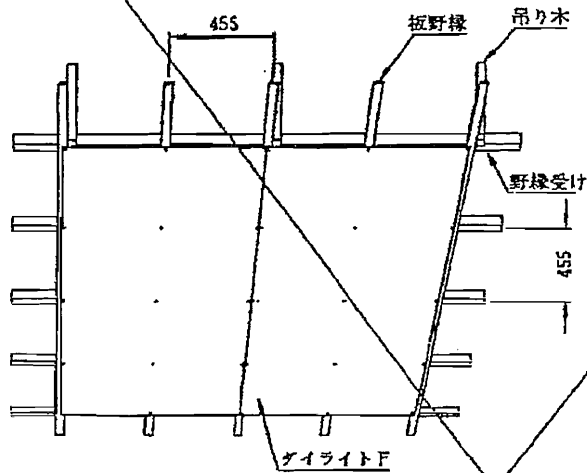
④ GLボンド工法 (壁のみ)

GLボンドをダンゴ状に塗布し接着する。ピッチは300mm以下。

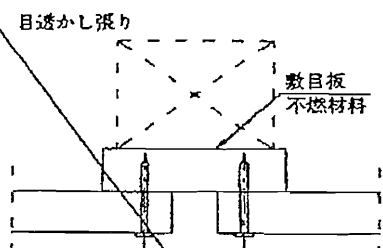
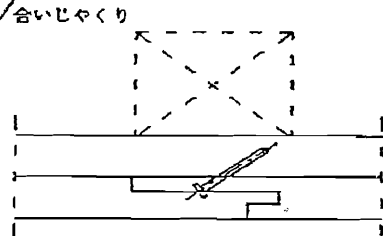
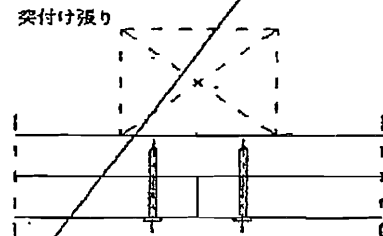
- 4) 目地処理：目地は突き付けを原則とする。目透かしの場合は不燃材料の敷目板を敷くか又は金属ジョイナーを使用する。

7. 標準施工図 (単位 mm)

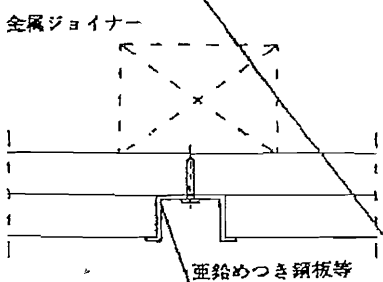
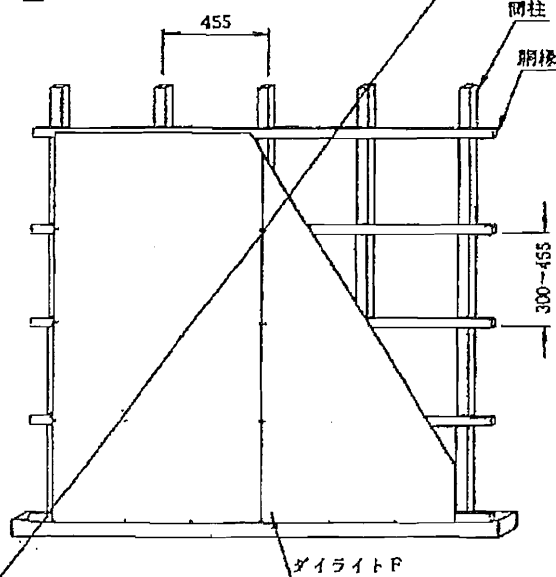
1) 天井



3) 目地部



2) 壁

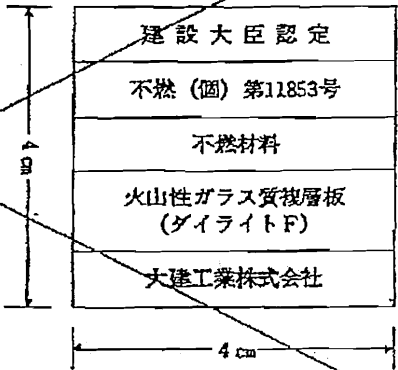


8. 施工管理

施工は大建工業株式会社の責任施工〔建築業者登録番号：建設大臣登録(特63)第2542号〕又は大建工業株式会社が責任をもつて「標準施工技術指導書」及び「検査要領書」に基づき施工者を指導する。

9. 表示及び報告

- 1) 製品の表面に右図の表示マークを貼り付ける。
- 2) 製品の梱包材の表面に右図の表示マークを印刷する。
- 3) 現場施工後、壁又は天井面に2カ所以上、右図の表示マークを貼り付ける。
- 4) 毎年度、本製品の生産実績・販売実績(又は使用実績)品質管理の状況等を当該年度終了後1カ月以内(4月1日～4月30日)に建設大臣に報告する。



平成19年7月12日

大建工業株式会社

「旧法38条認定の認定移行手続きに伴う大臣認定書の表記修正について」

平成12年6月の建築基準法改正に伴い、それまで法第38条の規定に基づき大臣認定を受けた構造方法等（材料認定、防火構造など）の認定移行手続きが行われました。

この際、改正前の書式から改正後の書式への整合を図るため、国土交通省の事務連絡に従い、別添に該当する個所に、二重線（——）や×といった修正表記（移行後の不要項目の削除等）がされている部分がありますが、これは認定移行に基づく修正であり、正式な「別添」です。

このままご使用ください。

以上